

相 続

— 相続に関する手続きの進め方(事例) —

参 考 資 料

◆ 民法 第五編 相続・附則	http://www.ron.gr.jp/law/law/minpo_sz.htm
◆ 家事審判法(家庭裁判所)	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO152.html
◆ 相続弁護士ナビ	https://goo.gl/3GpgIF
◆ 相続手続きホットライン	http://www.tetsuduki.com/sozoku/

はじめに

実際に相続が発生してから何をすべきかを具体的に解説したホームページです。

以下では実際に相続が発生してからの手続きの流れについて簡単に説明していくとともに、実際に相続が起きたときには必ずお役に立てると自負している、このホームページの内容についてコメントさせていただきました。

相続は誰の身にもいつかは必ず訪れる避けることのできないものです。

では、相続が起こった場合に残された人は何をすべきでしょうか？

人の死亡(相続の発生)から7日以内に市町村役場に死亡届を提出することになります。

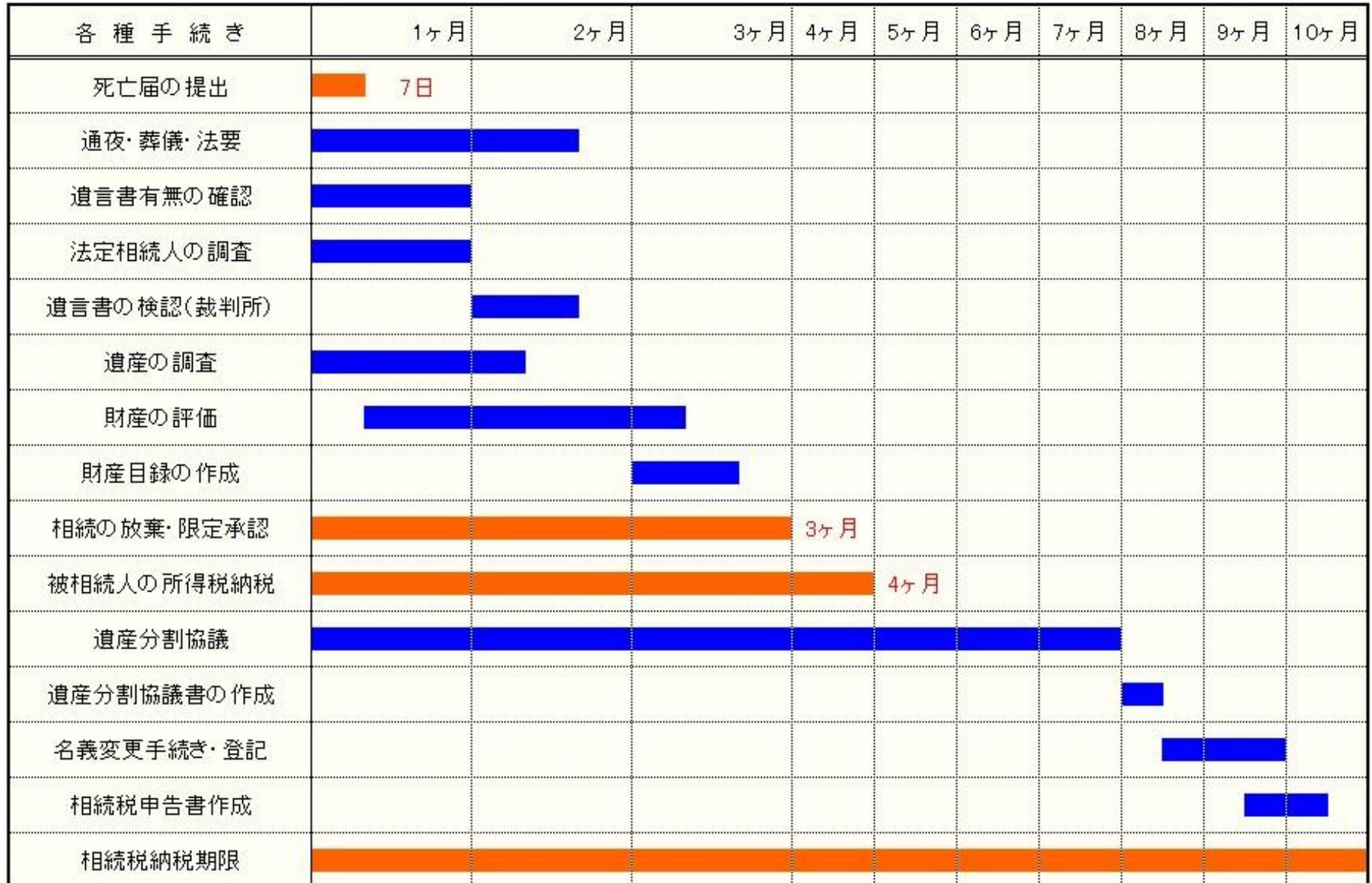
その後、10ヶ月という期間の中で、遺言書の有無の確認から始まり、相続人の確定、相続財産の調査、相続財産の名義変更、相続税の申告まで、さまざまな手続きを行っていくことになります。

このホームページは、以上の手続きを時間軸に沿って、1つ1つ場面を分けてわかりやすく解説することにより、実際に相続が起きて、何から手を付けていいか困っている人たちのために必ずお役に立てるホームページが完成したと自負しております。

また、このホームページは税務のスペシャリストである〇〇会計事務所と法務のスペシャリストである□□司法書士がコラボレートして作成した、画期的なホームページです。

このホームページの内容は実際に相続が起きたときに必ずお役に立てるものと自負しておりますので、実際の相続にともなって起きる紛争の防止や相続財産の名義変更の手続きなどに活用していただければ幸いです。

相続開始後のスケジュール(事例)



「相続」に関する手続きの進め方(全般)

該当ページへ

相続に関する大まかな手続きの流れ		
内 訳	①遺言書の有無の確認	
	②法定相続人の確定	
	③相続財産の調査	
	④遺産の分割（遺産分割協議書作成等）	
	⑤財産の名義変更について	
	⑥相続税の申告	
相続対策について		

参考：[相続放棄](#)



相続に関する大まかな手続きの流れ

<相続の発生>

死亡の日から7日以内に市町村役場へ死亡届を提出します。医師の死亡診断書が必要になります。



<遺言書の有無の確認>

遺言書があると遺言書の内容を前提として手続きの流れが大きく変わってきます。まず最初に遺言書の有無の確認をすることになります。



<相続人の確定>

民法の規定により、亡くなった人(被相続人といいます)の財産をもらう権利のある人(法定相続人といいます)が決まっています。また、各法定相続人がどれくらいの財産をもらう権利があるのか(法定相続分といいます)も民法の規定により確定することになります。



<相続財産の調査>

被相続人の財産及び負債の調査をします。なお、この時点で相続税の計算ができるようになりますので、実際に相続税が課税されるかを知ることができます。



<所得税の準確定申告>

被相続人が生前確定申告をしていた場合は、死亡後4ヶ月以内に死亡した年の1月1日から死亡時までの所得税の準確定申告をします。



<遺産分割協議>

遺産分割協議を行うかどうかは法定相続人の自由ですが、**遺産分割協議を法定相続人全員ですることにより相続財産をどのように分配するかを決めることができます。**



<相続財産の名義変更>

不動産、預貯金、株式などの被相続人名義の財産を各相続人の名義に変更する手続きをします。



<相続税の申告>

相続税を支払う必要がある場合は税務署に相続税の申告をすることになります。

①遺言書の有無の確認

人が死亡すると残された人々は、まず死亡届を市町村役場に提出し、葬儀の手続きに入るようになります。葬儀の手続きや大切な人を亡くされたという思いから何も手が付けられないという状態になってしまうとは思いますが、時間が経ってしまうと様々な問題が発生する可能性がありますので、亡くなった方に遺言があるかどうかの確認だけはする必要があります。

相続の手続きにおいて最も優先されるのは亡くなられた人(被相続人といいます)の意思です。その意思を具体的に表現したものが遺言ということになります。

遺言があった場合、遺言執行者によってその内容どおりに財産が分配され、残った財産があれば、本来もらう権利のある人(法定相続人といいます)に分配されることになります。

ただ、遺言の内容があまりに不公平であった場合には民法の規定により、本来もらう権利のある人にある程度の財産(遺留分)が分配されるように請求することができます。

相続に関する法的な手続きにおいては、まず最初に遺言書の有無を確認しましょう。

MENU	
遺言書の有無の確認	→
遺言書の内容の確認	→
遺言の執行	→
遺留分について	→



をクリックすることで
該当のページに飛びます。
そして、このページに戻
れるような仕組みにして
います。
以下、おなじような仕組
みで作成しています。



遺言書の有無の確認

遺言書がある場合には勝手にその遺言書を開封してはいけません。遺言書の形式によっては家庭裁判所で開封の手続き(検認といいます)を行わないといけない場合があります。勝手に遺言書を開封してしまった場合には相続人としての権利を失う可能性がありますので注意する必要がありますでしょう。遺言書がどのような外観を持っているかによって以下のように対応が変わります。

<公正証書遺言謄本と記載してある封筒がある場合>

この場合の遺言書を公正証書遺言といい、公証役場というところで被相続人が生前遺言書を作成していたということになります。

公正証書遺言は2通作成され、1通(謄本)は被相続人が所持し、1通(原本)は公証役場で保管されることになります。この場合は公証役場に遺言書の原本がありますので取りに行きましょう。公証役場で原本を受け取った場合には、その場で内容を確認してもかまいません。

<上記以外の場合>

それ以外の場合は、そのままの状態的家庭裁判所に遺言書を持っていかなければなりません。この場合、家庭裁判所で開封の手続き(検認といいます)をすることになります。

なお、相続人全員が揃っている席であっても勝手に開封することはできません。勝手に遺言書を開封してしまった場合には相続人としての権利を失うこともありますので注意してください。

家庭裁判所での手続き:

遺言書検認申立書(家庭裁判所に備え付け用紙があります)に記載事項を記入し、申立て人の戸籍謄本、亡くなった人の除籍謄本と一緒に家庭裁判所に提出することになります。

その後、家庭裁判所より検認期日の通知がきますので、検認期日に家庭裁判所へ行き遺言書の検認調書を作成してもらいます。

なお、家庭裁判所で検認の手続きを受けたとしても遺言書が法律に適合した内容でないと、法律的な効果は生じないことになります。たとえ裁判官の前で開封したとしても、それはあくまで開封の手続き(検認)であり、次の内容の確認をしてはじめて有効かどうか判断できることになります。



遺言書の内容の確認

公正証書遺言の場合は、遺言の作成に法的知識のある公証人が関わっていますので必ず有効ということになりますので、遺言の内容どおりに相続の手続きを進めていくことになります。

それ以外の遺言書の場合は開封した内容が法律に適していない場合は、その遺言書自体が無効ということになります。遺言書が有効であるかどうかの判断は以下の箇所を確認してください。

<遺言書が有効であるかどうかの判断>

- ・遺言をした本人の自筆によること
- ・ワープロや他人の手によって書かれた遺言書は無効になります。
なお、公正証書遺言の場合は、自筆でなくとも有効になります。
- ・遺言書を作成した日が記載されていること
日付がない場合や平成〇年〇月吉日などの記載の場合は無効になります。
- ・印鑑が押されていること
印鑑は押してあれば認印であっても有効になります。
- ・遺言書の文中で訂正した箇所がある場合には、捨て印が押されていること
この場合は遺言書自体が無効になるわけではありませんが、訂正された文字数、加入した文字数が書かれてないと、訂正が無効になります。
例 ○字削除○字加入



遺言の執行

遺言書の内容が有効であることが確認できたら、遺言の内容を実行していくことになります。遺言の内容を実行する者を遺言執行者といいますが、一般的には遺言書の中で誰が遺言執行者になるか決められています。

もし、遺言書の中で遺言執行者が決められていない場合、相続人の方で遺言執行者を決めなければなりません。その場合には、家庭裁判所に申し立てることになり、家庭裁判所で遺言執行者として問題がないとされれば選任されることになります。

遺言執行者になるための特別な資格は必要ありませんが、通常の場合には中立的な立場にいて専門的な知識を持つ司法書士、弁護士、税理士などの専門家に依頼することが多いでしょう。

遺言執行者が選任されると遺言書の内容に従って相続財産の調査、財産目録の作成、相続財産の交付の順に手続きが行われることになります。なお、遺言の執行が終わった時点で、被相続人の財産が他にも残っている場合には次のページ以降の手続きに進むことになります。



遺留分について

遺言書は前述のとおり、亡くなられた人の意思を示すものであり、相続の手続きにおいて最も優先するべきものですが、本来財産をもらうべき配偶者や子などの今後の生活などを考慮し、亡くなられた人の財産を愛人にすべてを与えるなどといった内容の遺言があったとしても、ある程度の相続財産の分配を請求できる権利を民法では規定しています。

この権利のことを遺留分といいます。

なお、遺留分については財産をもらう権利のある人の確定（法定相続人の確定）と非常に密接な関係がありますので、次のページで解説していくことにします。

②法定相続人の確定

法第887条[子・代襲相続]: 被相続人の子は、相続人となる。 ※部分的掲載

民法第889条[直系尊属・兄弟姉妹]:

下に掲げる者は、第887条の規定によって相続人となるべき者がいない場合には、下の順位に従って相続人となる。

第1 直系尊属。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

第2 兄弟姉妹。

民法第890条[配偶者]:

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前3条の規定によって相続人となるべき者がいるときは、その者と同順位とする。

遺言書の有無の確認は終わりました。遺言書がなかった場合、あるいは遺言が執行された後に財産が残ったという場合には法定相続人が相続財産を受け継ぐこととなります。

実際の相続でも遺言があるケースは少ないと思いますし、これからの手続きを進めていく上でも、法定相続人の確定は重要なポイントになります。

ここでは民法に規定されている誰がどのくらいの割合で相続するのか(法定相続人と法定相続分)について詳しく解説していくことにします。

MENU	
法定相続人について	
法定相続分について	
相続人確定のための必要手続き	
遺留分について	

法定相続人について

法律で決められた相続人のことを法定相続人といいます。

では、法定相続人はどのような規定で決まるのでしょうか？

誰が法定相続人になるかは民法の規定により確定していきます。

民法では配偶者及び被相続人との血縁の深い者を優先的に法定相続人とするように規定しています。

具体的には一定の法則があり以下のように確定していきます。

妻または夫(=配偶者) 常に法定相続人となります

第1順位 子 **配偶者とともに常に法定相続人となります**

第2順位 父母 被相続人に子がいなかった場合に配偶者とともに法定相続人となります。

第3順位 兄弟姉妹 被相続人に子も父母もいなかった場合に配偶者とともに法定相続人となります。

例1:

被相続人に妻(=配偶者)と子があり、父母がいる場合

配偶者と子は常に法定相続人となります。父母は子がいるので法定相続人となりません。

例2:

被相続人に妻はいるが子はおらず、父と兄がいる場合

配偶者は常に法定相続人となります。被相続人に子がいなかった場合なので父母が法定相続人になります。なお、兄は父母がいるので法定相続人となりません。

例3:

被相続人に妻はいるが子はおらず、父母がいないが兄がいる場合

配偶者は常に法定相続人となりますので法定相続人です。被相続人に子も父母もいないので兄が法定相続人になります。

例4:

被相続人に妻、子はおらず、父と弟がいる場合

被相続人に子、妻、母がいなかった場合なので父が法定相続人です。弟は父がいるので法定相続人となりません。



少し特殊なケース:

被相続人に子はあるが養子である場合

養子は子と同じように扱われますので常に法定相続人になります。

被相続人の妻が妊娠中である場合:

民法では妻が妊娠中である場合に、生まれてくる子の権利を保護するために胎児を既に生まれた子と同じように扱っています。よって常に法定相続人になります。

代襲相続(孫、甥の場合)について:

被相続人に子がいたが被相続人より先に亡くなっていた場合、その子の子(つまり孫)が相続人となります。これを代襲相続といい、孫を代襲相続人といいます。孫が代襲相続人の場合は子と同じように扱われますので常に法定相続人となります。

また、兄弟姉妹が法定相続人であったが被相続人より先に亡くなっていた場合にも、その兄弟姉妹の子(つまり甥)が代襲相続人となります。甥は兄弟姉妹と同じように扱われますので被相続人に子も父母もいなかった場合には配偶者とともに法定相続人となります。

法定相続人としての資格を失う場合:

民法は法定相続人となる者を決めています、その資格を失う場合も決めています。その制度には欠格、廃除の2つがあります。

欠格:

相続の争いに関して被相続人を殺そうとしたり、遺言書を偽造したというような、社会的に相続人としてふさわしくない行動をとった場合には自動的に相続人としての資格を失うこととなります。これを欠格といいます。

廃除:

相続欠格ほど犯罪性はないものの、被相続人が虐待や侮辱を受けたりした場合には、被相続人が生前に、あるいは遺言で家庭裁判所に申し立てることにより相続人としての資格を失わせることができます。これを廃除といいます。



法定相続分について

法定相続人が誰であるかを確定することはできました。次は、それぞれの法定相続人が、どれくらいの割合で相続することができるかを確定していきます。

この割合のことを法定相続分といいます。法定相続分も法定相続人と同じように民法の規定により以下のとおりに確定していきます。

<配偶者と子が法定相続人であった場合>

それぞれ2分の1ずつの割合になります。子が何人いても配偶者は2分の1の割合になります。子は残り2分の1を人数分で均等に割ることになります。

例えば子が2人と配偶者が法定相続人であった場合、配偶者は2分の1、子はそれぞれ4分の1の割合になります。

<子が養子である場合>

養子は実の子と同じ扱いになります。

上の例で、子の一人が養子である場合、それぞれ4分の1の割合になります

<被相続人に配偶者と血のつながりがない子がいる場合>

例えば被相続人と愛人との間に子がいたような場合です。

他の子の2分の1の割合になります。

上の例で、子の一人が配偶者と血のつながりがない場合、配偶者と血のつながりのある子は6分の2、配偶者と血のつながりのない子は6分の1の割合になります。

<配偶者と父母が法定相続人であった場合>

配偶者が3分の2の割合になります。父母は残り3分の1を人数分で均等に割ることになります。

例えば父母と配偶者が法定相続人であった場合、配偶者は3分の2、父母はそれぞれ6分の1の割合になります。

<配偶者と兄弟姉妹が法定相続人であった場合>

配偶者が4分の3の割合になります。兄弟姉妹は残り4分の1を人数分で均等に割ることになります。

例えば兄と妹と配偶者が法定相続人であった場合、配偶者は4分の3、兄と妹はそれぞれ8分の1の割合になります。

<配偶者がいない場合> (子のみ、あるいは父母のみ、または兄弟姉妹が法定相続人であった場合)

それぞれの場合において法定相続人の人数分で均等に割ることになります。

例えば妻がおらず子3人が法定相続人であった場合、それぞれ3分の1の割合になります。



②へ

相続人確定のための必要書類

ここまでで法定相続人は誰なのか、また法定相続分がどのくらいなのかの判断はできたのではないのでしょうか。

しかし、それはあくまでも身内のなかで決められたものであり、相続税の申告や不動産の名義変更のためには、そのことを公に証明する書類を用意する必要があります。

具体的な必要書類は戸籍謄本などになりますので、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を取得しましょう。

取得した戸籍謄本を確認していく上で被相続人が生前に子を認知していたことなどが発覚する可能性があります。

この場合には法定相続人や法定相続分が変わってくる場合がありますので、慎重に確認をしましょう。

また、相続を受ける側の法定相続人についても現在の戸籍謄本を取得しておきましょう。



遺留分について

遺言の有無の確認でも触れましたが、遺言書の内容が愛人に財産の全てを与えるなどといったあまりに不公平な内容であった場合には民法が一定の法定相続人に一定の割合で財産を保証してくれています。なお、遺留分が認められる者は兄弟姉妹を除いた法定相続人(配偶者、子、父母)になります。 <関連法規> 第1028条(遺留分権利者とその遺留分の割合) 第1029条

遺留分の割合:

遺留分も法定相続分と同じように一定の法則で割合が認められます。具体的には以下のとおりになります。

配偶者と子、配偶者と父母、配偶者のみ、または子のみが法定相続人である場合:

被相続人の全財産(死亡前1年間にされた贈与を含む)の2分の1が遺留分の割合になりますので、相続財産の半分については取り戻すことができるということになります。

配偶者がおらず、父母が法定相続人である場合:

被相続人の全財産(死亡前1年間にされた贈与を含む)の3分の1が遺留分の割合になりますので、相続財産の3分の1については取り戻すことができるということになります。

なお、それぞれの法定相続人が取り戻せる割合は、上記の遺留分に対して前項で確定した法定相続分をかけたものになります。

遺留分減殺請求:

さて、ここでは実際に愛人に財産の全てを与えるなどといった不公平な内容の遺言があった場合に、どうやって自分の遺留分を取り戻す手続き(遺留分減殺請求)をすればよいかを解説していきます。なお、遺留分減殺請求は決められた期限内に行わなければ、どんなに不当な侵害であっても覆すことはできなくなってしまいますので注意しましょう。

遺留分減殺請求の方法:

遺留分減殺請求は、それぞれの相続人が個別に、遺贈や贈与を受けた者に対して行うことになります。

特に記入用紙などはありませんが期限内に請求をしたことを証明するために内容証明郵便を使用したほうがよいでしょう。

※内容証明郵便とは

内容証明とは出した郵便の内容と、いつ相手に郵便が届いたかを国が証明してくれる郵便です。

遺留分減殺請求の期限:

遺留分減殺請求は被相続人が死亡したこと及び自分の遺留分が侵害されていることを知ったときから一年以内になります。

ただし、死亡から1年が過ぎてしまっている場合には、遺留分が侵害されたことを知ったのが死亡したあとだということを証明しなければなりませんので、通常の場合は実際に被相続人が死亡したときから一年以内に遺留分減殺請求をする必要があるでしょう。16

③相続財産の調査

民法896条[相続の一般的効力]

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を継承する。
但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りではない。

上記条文より、「相続開始の時」とは被相続人が死亡した時であり、なんら手続きが無くとも死亡と同時に発生します。
つまり、遠方において親の死亡を知らなかった場合でも、理論上はその子供に財産が移転しています。

MENU

相続財産の調査



相続財産の評価



①不動産

②株式

③預貯金

④その他

⑤みなし相続財産

⑥債務

相続放棄・限定承認



相続税のおおまかな目安



法定相続人の確定は終わりました。次は被相続人の財産の中で何が相続財産となるのかを調査することになります。

相続財産の中には土地や株券などのプラスの財産だけでなく住宅ローンや借金などのマイナスの財産も含まれることとなりますので、相続財産の調査によってマイナスの財産がプラスの財産を上回ってしまったときには相続すべきでない場合もあり、その場合には相続放棄の手続きが必要になることがあります。

なお、相続財産の調査をし、評価をすることにより相続税の課税価格としての相続財産の総額を算出することができますので相続税がどれくらいかかるかのおおまかな目安を立てることができます。

相続財産の調査

被相続人の財産を相続財産といいます。相続財産には被相続人の一切の財産、すなわち不動産や預貯金などのプラスの財産から住宅ローンや借金などのマイナスの財産まで含みます。その一方で、会社の社長としての地位や保証人というような身分は相続の対象になりません。

これら被相続人の財産のうち、どこまでが相続財産となり、どこまでが相続財産とならないのかを相続財産の調査によって明らかにしていきます。

以下に相続財産となるものを列挙します。

<プラスの財産>

- 不動産 土地と建物です。法務局で登記簿謄本を取得して確認しましょう。
- 動産 自動車、機械、美術品など
- 債権 売掛金や貸付金など
- 現金・預貯金 通帳の名義などで確認できます。
- 株式 被相続人名義のものです。
- 生命保険金、死亡退職金 被相続人を受取人としているものに限ります。

<マイナスの財産>

- 債務 住宅ローン、借金などです。

以上の財産の他に、一般的に判断しにくい財産についてそれぞれ解説していきます。

<会社(法人)>

被相続人が会社を経営していたというような場合です。会社(法人)は相続財産にはなりません。会社は株主(あるいは出資者)によって所有されているものなので、被相続人が株式(あるいは出資持分)を所有していたのであれば、株式や出資持分は相続財産なので、そちらを相続することにより会社を相続することと同じような効果があることとなります。

<身元保証>

被相続人が友人の就職の保証人となっていたというような場合です。身元保証は相続財産ではありませんので相続人は保証人となりません。しかし、具体的に債務が発生していたような場合にはその債務を相続しなければなりません。例を挙げれば、その友人が横領していた事が発覚し500万円の損害賠償請求を受けていた場合などは、その損害賠償債務の500万円の債務を相続することになってしまいます。

<連帯保証>

被相続人が友人の借金の連帯保証人となっていたような場合です。債務額がはっきりしているか責任額が決められている場合だと相続財産となり、連帯保証債務を相続しなければなりません。

<被相続人が借家住まいであった場合>

借家人としての地位を相続することができます。

<被相続人が土地を借りていた場合？>

被相続人が土地を借りて建物を建てて住んでいた(この場合の被相続人を借地権者といいます。)というような場合です。

この場合は借地権者としての地位を相続することができます。

<みなし相続財産>

ここまでの調査で、なにが相続財産となるかの認識をすることができました。

ここで認識した相続財産は本当の意味での被相続人の財産であり、このあとで解説することになる遺産の分割という手続きの中でも相続人同士で話し合っただけで相続財産を分け合う基準となる財産です。

しかし、相続税の手続きにおいては被相続人の財産でないにも関わらず、相続財産として相続税の課税の対象となる財産があります。これをみなし相続財産といいます。

具体的には以下のとおりになります。

被相続人が死亡する前の3年間で贈与された財産：

被相続人が死亡する直前に相続人に財産を贈与して相続税を免れようとする行為を防止するための規定になります。

その行為を防ぐために、被相続人が死亡する3年以内に贈与された財産は相続財産(みなし相続財産)として扱われ、相続税の課税の対象になります。

生命保険金：

被相続人が受取人である場合の保険金は被相続人の財産になりますので、当然通常の相続財産になります。

また、相続人が掛けていて相続人が受取人の場合には、当然に相続財産にはなりません。

そして、被相続人が掛けていて相続人(被相続人以外)が受取人の場合には、相続財産にはありませんが、みなし相続財産として扱われ相続税の課税の対象になります。

要するに、死亡する直前に相続人を受取人に変更して相続税を免れようとする行為を防止するための規定ということになります。



死亡退職金：

被相続人が受取人である場合の死亡退職金は被相続人の財産になりますので、当然通常の相続財産になります。

なお、受取人が誰であっても被相続人の死亡退職金は、みなし相続財産として扱われ、相続税の課税対象になります。

要するに、被相続人が個人事業などを営んでいた場合に、被相続人が死亡する直前に相続人を受取人に変更して相続税を免れようとする行為を防止するための規定になります。

弔慰金：

もともと弔慰金は非課税なのですが、非課税であることを利用して多額の弔慰金、葬儀料などが相続人に支払われた場合などの行為を防止するための規定です。

要するに、相続人に対して支払われた多額の弔慰金、葬儀料などは相続財産(みなし相続財産)として扱われ、相続税の課税の対象になります。

以上がみなし相続財産となるものです。ここで認識した相続財産をそれぞれ金銭に評価していくことになります。

相続財産の評価

不動産や株券などすべての相続財産を金銭に評価していくことになります。

(A)遺産分割の目安を立てる場合の評価の方法と(B)相続税の大まかな目安を立てる場合の評価の方法では相続財産の評価の方法が変わってきます。

以上の2つの評価方法を同時に解説していくのは混乱を招くだけだと思いますので、ここでは(B)相続税の大まかな目安を立てることを目的にした相続財産の評価について解説をしていくことにします。

相続税が課税される際の評価方法は法律で決められており、原則としては相続財産を時価で評価していくことになります。では、その評価の方法を具体的に見ていきましょう。

① 不動産:

土地と家屋、それぞれ別の方法で評価することになります。

土地について:

土地については「路線価」によって評価されます。「路線価」とは、その土地が面している道路に設けられた基準価格で、その基準価格に相続する土地の平米数を掛けることにより相続する土地の価格を決めていくことになります。**<参考> 国税庁 財産評価基準書:路線価図・評価倍率表**

この路線価から求められた土地の価格は、その土地が更地であった場合の価格ということになります。よって、更地の状態で相続する場合には路線価から算出した価格が評価額ということになります。

路線価については上記の<参考>で紹介した国税庁のサイトで調べることができます。

なお、土地の利用方法によっては路線価から一定の額が除かれることになります。

具体的には以下のとおりになります。

土地を他人に貸している場合(貸宅地):

たとえば被相続人がAさんに土地を貸し付け、Aさんはその土地の上に家を建てて住んでいたような場合です。

このような土地を貸宅地といい、自分の土地でありながら自由に使えないため、評価額も低くなります。土地を利用する権利を借地権といいます。更地の状態で評価した額から借地権の部分(借地権割合)を控除することになります。

借地権割合は地域によって異なりますが、一般的に更地価格の60~70パーセントが借地権の割合になりますので、残りの30~40パーセントが土地の評価額ということになります。なお、正確な数字は税務署に直接問い合わせましょう。

土地の上にアパートやマンションを建てて貸している場合(貸家建付地):

このような土地を貸家建付地といい、この場合も自分の土地でありながら自由に使えないため、評価額も低くなります。更地の状態で評価した額から借地権の価格及び家を利用する権利(借家権といいます)の価格を控除することになります。

借地権割合及び借家権割合は地域によって異なりますが、一般的に更地価格の60~70パーセントが借地権の割合になりますので、残りの30~40パーセントが土地の評価額ということになります。なお、正確な数字は税務署に直接問い合わせましょう。

土地を事業、居住、あるいは貸付に利用している場合(小規模宅地):

被相続人が生前なんらかの形で土地を利用していた場合に、一定の範囲の面積について土地の評価が減額されることになります。

上で述べた貸宅地や貸家建付地の場合なら、さらに減額されることになります。

具体的には次の場合に減額されます。

被相続人が事業に利用していて、相続人が事業を継続する場合：

400平方メートル以下の部分 → 20パーセントに減額

例えば父の死亡とともにサラリーマンの息子が会社をやめ、家業を継いだというような場合を考えてみましょう。

600平方メートルの土地であった場合(更地の評価 6,000万円)

200平方メートル分(2,000万円) + 400平方メートル分(20パーセントに減額で800万円) = 2,800万円の評価となります。

被相続人が居住に利用していて、相続人が居住を継続する場合：

240平米以下の部分 → 20パーセントに減額

例えば夫と同居していた妻が夫の死亡した後も家を相続し、そのまま住み続けるというような場合

480平方メートルの土地であった場合(更地の評価 4800万円)

240平方メートル分(2,400万円) + 240平方メートル(20パーセントに減額で480万円)

= 2,880万円

ただし、配偶者以外の場合では被相続人が死亡する直前まで同居しており、かつ死亡から相続税の申告時まで引き続きその建物に住んでいる場合など、いくつかの規定を満たしている必要があります。

事業または居住に利用していて、相続人が事業または居住を継続しない場合：

200平方メートル以下の部分 → 50パーセントに減額

例えば駐車場やマンションが建っている土地を相続する場合です。

400平方メートルの土地であった場合(更地の評価 8,000万円)

200平方メートル分(4,000万円) + 200平方メートル分(50パーセントに減額2,000万円) = 6,000万円

建物について：

固定資産税の評価額をもとに計算します。毎年4月頃に送られてくる納税通知書に記載されています。建築費用の70パーセント(木造は60パーセント)程度が目安になります。

お手元に納税通知書がない場合は市町村役場で固定資産税評価証明の交付を受けることができます。

② 株式:

株式の場合、その種類によって評価の方法が違ってきます。大きく分けると上場株式と取引相場のない株式の2通りになります。

上場株式の場合:

東京証券取引所などに上場されている株式は、原則として次の金額のうち、もっとも低い金額を評価額とします。

- ・被相続人が亡くなった日の終値
- ・被相続人が亡くなった日の属する月の終値の平均額
- ・被相続人が亡くなった日の属する月の前月の終値の平均額
- ・被相続人が亡くなった日の属する月の前々月の終値の平均額

取引相場のない株式の場合:

上場株式以外の株式を「取引相場のない株式」といいます。この株式については次の評価方法があります。

・類似業種比準方式:

評価する会社と類似している上場会社の業種別の配当金、利益、純資産額を元に計算する方法です。

・純資産価格方式:

会社財産を相続税評価額により計算し、仮に清算をしたとした場合の純資産価格で評価する方法です。

③ 預貯金：

そのままの額で評価されます。

注記：子供或いは孫名義の名義預金、借名預金等は実際に預金した故人の預金とみなされる。

<名義預金の問題点>

名義預金の問題点を整理すると、以下のようになる。

- Q1. 名義預金は、本当に名義人にあげた(贈与した)ものか、それとも単なる借名か。
- Q2. 本当にあげた(贈与した)場合、贈与税の課税対象になるか？ 基礎控除を超える贈与をしたなら贈与税の課税対象だ。贈与税の課税対象になるとして、贈与税の申告納付をしていない場合はどうなるか。贈与税の税額が生じない程度の少額贈与の場合、これら贈与は、相続時にどう扱われるか。
- Q3. 贈与税に消滅時効はあるのか。

民法第549条は、「贈与は当事者の一方が自己の財産を無償にて相手方に与える意思表示を表示し相手方が受託を為すによりてその効力を生ず」と規定している。

贈与とは、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示をもって成立する契約(諾成契約)行為であり、贈与者による一方的な意思表示では民法上の贈与は成立しない。

さて、Q1を考えてみよう。一般に、名義預金をつくるという行為は、名義人の同意を得ないで行われる。たとえば祖父が、かわいい孫名義で300万円の定期預金をつくれた、という行為は、そのほとんどが、孫(相手方)の受託はない。だから民法上の贈与は成立していない場合が、ほとんどだ。

本当に贈与したなら、贈与税の基礎控除を上回る贈与をしているのに贈与税を納付していないことになる。5年が消滅時効だ(Q3)。贈与した年の翌年3月15日が納税期限、この日から5年経過すると、消滅時効となる。しかし、贈与が成立していない(ほとんどがこれに該当する)場合には、相続時に被相続人の相続財産と認定され、相続税の課税対象となる(Q2)。

④ その他：

不動産、株式、預貯金の他に、被相続人に金銭に見積もることができる財産すべて相続税の課税対象になります。例えば、絵画や骨董品などになります。

これらの財産はすべて時価で評価されることになります。

⑤ みなし相続財産：

みなし相続財産は先ほど解説したとおり生命保険金、死亡退職金など被相続人の死亡により発生する権利と被相続人が死亡する前3年間に贈与した財産です。

これらのみなし相続財産は被相続人本来の財産ではないので一定の額が常に控除されることにも注意しましょう。

それぞれについて解説していくことにします。

⑥ 債務：

そのままの額で評価されます。

<被相続人の死亡により発生する権利>

①生命保険金

被相続人が掛けていて相続人が生命保険金を受け取った場合にはみなし相続財産とされ相続税の課税対象となります。

しかし、相続人が受け取っている場合には受け取った額から一定の金額が必ず控除されることとなります。

具体的な控除額は以下とおりです。

生命保険金の非課税額から 500万円 × 法定相続人の数を控除

例えば、被相続人の妻と息子と娘の3人が法定相続人で、生命保険金受取額が5,000万円であった場合課税対象になる額は3,500万円(500万円×3人=1,500万円を控除)となります。



②死亡退職金：

被相続人の死亡により法定相続人が死亡退職金を受け取った場合にはみなし相続財産とされ、相続税の課税対象となります。

しかし、相続人が受け取っている場合には受け取った額から一定の金額が必ず控除されることとなります。

具体的な控除額は以下のとおりです。

死亡退職金の非課税額から $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数を控除}$

例えば、被相続人の妻と息子と娘の3人が法定相続人で、死亡退職金受取額が5,000万円であった場合、課税対象になる額は3,500万円(500万円×3人=1,500万円を控除)となります。

③ 弔慰金など：

弔慰金・花輪代・葬儀料は原則として相続税はかかりません。

ただ、常識に照らし合わせてあまりに大きな額であった場合には相続税が課税されることとなります。次の額を超えて弔慰金などを受け取った場合、その超えた金額は相続財産として扱われることとなります。

業務上の死亡の場合には、死亡時の給与の3年分を超える部分

業務上以外の死亡の場合には、死亡時の給与の6ヶ月分を超える部分

相続放棄・限定承認

相続財産の調査および相続財産の評価が終わりました。

ここまでの調査で、不動産や預貯金などのプラスの財産より住宅ローンや借金などのマイナスの財産の方が多いと判断された場合にはどうなるでしょうか？

相続人は自分で作ってもいない借金を相続したことで返済していかなければならなくなりますので、とても酷な結果になってしまいます。

そこで認められる制度が相続放棄・限定承認です。

相続放棄・限定承認の手続きは原則として相続人が相続の発生を知ってから3ヶ月以内にしなければなりませんので、相続財産の調査および相続財産の評価が終了して相続放棄・限定承認の手続きが必要だと判断した場合には、すぐに手続きを始めましょう。相続放棄・限定承認のそれぞれの制度について解説していきます。

相続放棄：

相続放棄とは、プラスの相続財産もマイナスの相続財産もすべて放棄し、一切の財産を相続しないという手続きです。

マイナスの財産がプラスの財産をはるかに超えてしまっている場合（要するに借金だらけの場合）には相続放棄の手続きを選択すべきでしょう。なお、相続放棄の手続きを行いますと、相続放棄を取り消すことはできなくなりますので慎重に判断しましょう。

もし、相続財産の調査および相続財産の評価に時間がかかるようであれば家庭裁判所に3ヶ月の期間の延長を請求することができます。



相続放棄の手続き:

相続が発生した事を知ってから3ヶ月以内に相続放棄申述書(家庭裁判所所定の用紙)に必要事項を記載して家庭裁判所に提出します。相続人及び被相続人の戸籍謄本が必要になりますので用意しておきましょう。

相続放棄の手続きを行った後は、被相続人の財産を使用することができなくなります。

もし被相続人の財産を使用してしまうと、相続放棄の手続きを止めて相続することを選択したと扱われますので注意しましょう。

限定承認:

限定承認とは、相続で得た資産の範囲内で借金を返済するという条件付で相続するという手続きです。プラスの財産とマイナスの財産のどちらが多いのか精算してみないとわからないという場合には有効な手続きになります。

結局、借金の方が多かったというような場合でも相続人は借金を返済していく必要がありませんので相続人にとってのメリットが多いと思われそうですが、限定承認は非常に手間と時間がかかりますし、その中の手続きの1つである財産目録の調製はおそらく専門家に依頼することになりますので、かえって費用がかかってしまうこともありますので、相続放棄と同じく慎重に判断しなければなりません。また、限定承認は法定相続人が複数いる場合には、必ず全員で手続きをしなければならないことにも注意しましょう。

限定承認の手続き:

相続が発生した事を知ってから3ヶ月以内に限定承認申述書(家庭裁判所所定の用紙)に必要事項を記載して家庭裁判所に提出します。相続人及び被相続人の戸籍謄本と財産目録(不動産や現金などを正確に記載したもの)が必要になりますので用意しておきましょう。

相続税額のおおまかな目安

ここまで調査すると相続税のおおまかな目安を立てることが可能になります。
おおまかな目安とは、相続人全員で相続税をどのくらい納税しなければならないかということ。
では、具体的に解説していきます。

①まず、ここまでの調査の結果から算出した相続財産の価格の総額から債務の総額を差し引いた額を出します。
この額に、やはりここまでの調査の結果から算出した、みなし相続財産を加えた額が相続税の課税価格となります。

②上で算出した相続の課税価格から基礎控除額を差し引いて課税遺産総額を計算します。**(基礎控除額 = 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数)**
課税遺産総額は課税価格から基礎控除額を引いた額になります。

③税遺産総額に法定相続人それぞれの法定相続分をかけて、それぞれの法定相続財産を出します。

例えば、法定相続人が妻と息子と娘の3人の場合

$$\begin{aligned} \text{課税遺産総額} \times 2\text{分の}1\text{(妻)} &= \text{妻の法定相続財産} \\ \text{課税遺産総額} \times 4\text{分の}1\text{(息子)} &= \text{息子の法定相続財産} \\ \text{課税遺産総額} \times 4\text{分の}1\text{(娘)} &= \text{娘の法定相続財産} \end{aligned}$$

以上のようになります。

④上で算出した、それぞれの法定相続財産に税率をかければ、それぞれの相続税額が算出できます。それらをすべて加算すれば相続税の総額を求めることができます。

なお、税率は取得額によって変わりますので、※税率および控除額の表を参考にしてください。

さて、③の例をそのまま使用すると、

$$\begin{aligned} \text{妻の法定相続財産} &\times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額(い)} \\ \text{息子の法定相続財産} &\times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額(ろ)} \\ \text{娘の法定相続財産} &\times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額(は)} \end{aligned}$$

※税率及ぶ控除額

法定相続分に応じた取得額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

$$\text{税額(い)} + \text{税額(ろ)} + \text{税額(は)} = \text{相続税の総額}$$

相続税額の控除

ここまでで、法定相続人が支払うことになる大まかな相続税の税額が算出できたと思います。しかし、ここまでで算出した相続税の税額からさらに控除できる場合があります。この控除は実際の相続税の納付においても利用することができます。以下に解説していくことにしましょう。

① 配偶者の税額軽減:

被相続人の配偶者が相続によって財産を取得した場合には配偶者の相続税額が控除されます。これは相続税の税額控除の中でも最も優遇される措置になります。

まず、配偶者が法定相続分で相続する場合には相続税は一切かかりません。

また、配偶者が法定相続分を超えて相続したとしても相続財産が1億6千万円以下である場合には相続税がかからないことになります。

② 贈与税額控除:

相続人が、被相続人が死亡する前3年間の間に被相続人から贈与を受けた財産はみなし相続財産として相続財産に加えられて課税対象になってしまいます。

贈与税を支払ったあとに、みなし財産として相続税が課税されることになると2度課税されることとなりますので、贈与があった際に支払った贈与税額は相続税額から控除することができます。

③ 未成年者控除:

相続人が未成年者である場合には6万円に相続人が20歳に達するまでの年数を乗じた額を相続税額から控除することができます。

④ 障害者控除:

相続人が精神・身体に障害ある者(一般障害者)の場合には6万円に、精神・身体に重度の障害ある者(特別障害者)の場合には12万円に相続人が70歳に達するまでの年数を乗じた額を相続税額から控除することができます。

⑤ 相次相続控除:

10年以内に2回以上の相続が発生した場合には前回相続が発生した際に支払った相続税に一定の割合を乗じた額が今回の相続税額から控除されることとなります。

ここまでで、法定相続人が全員でどのくらいの相続税を納税しなければならないかの大きな目安が立ったことだと思います。しかし、実際に相続税を申告する際の納税額については、このあとのページで解説させていただきます。遺産分割の手続きが完了してからでないと正確な数字は算出できません。

次に遺産分割の手続きについて解説していき、そして最後に相続税の申告について詳しく解説していくことにしましょう。

④遺産の分割

相続財産の調査が終わって、相続財産を確定することができました。確定された財産は民法の規定にしたがって法定相続人に法定相続分の割合でそれぞれ分配されることとなります。

相続財産はそのまま法定相続分の割合で分配してもかまいませんが、法律は法定相続分の割合で分配されることを強制しているわけではなく法定相続人同士の話し合いによって自由に相続財産を分配することもできます。

実際の相続の手続きにおいても法定相続人が遺産分割協議を行い、その協議で定められた割合で相続財産を分配することが一般的であると思われます。但し、法定相続人全員の合意と捺印が前提となります。

ここでは、遺産分割協議のルールと具体的な遺産分割の方法について解説していくことにいたします。

MENU	
遺産分割のルール	➡
①基本的なルール	
②寄与分	
③特別受益	
④分割の方法	
遺産分割協議書の作成	➡
調停・審判(協議が決裂した場合)	➡

遺産分割のルール I (重要)

相続財産は遺産分割協議で自由に分配することができますが、その遺産分割の協議を行うためにはいくつかの遺産分割の基準ルールがあります。このルールに従って遺産分割協議を進めなければ協議自体が無効になってしまう場合もあります。遺産分割協議のルールについて以下に解説していきます。

① 基本的なルール:

民法第906条: (遺産分割の基準)

遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

民法第907条: (遺産分割の実行)

共同相続人は、第908条の規定によって被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時でも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

被相続人は、遺言で共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができ(指定相続分)、この指定がない場合には民法により相続人間の相続分が定められています(法定相続分)。

遺産分割において、相続人が相続分を変更し、自由に分割してもよいのかが問題となります。

遺産分割審判においては、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して遺産分割を行なうものの、これは遺産分割を実行する際の指針を定めたものであり、各人の最終的な取り分の割合は相続分に従わなければならないという考え方が原則です。

すなわち、建物を現に居住している者に取得させたり、農地を農業従事者に取得させたりする配慮はするものの、相続人間に不均衡が生じる場合に、預金等その他の遺産で均衡をとるような指針で分割を行い、相続分そのものを変更することまでは許されていません。

もっとも、遺産分割調停や相続人間における分割協議は、相続人の合意を目指す手続ですから、合意が成立する限り、相続分とは異なる観点から自由に分割でき、特定の相続人の取得分をゼロとする分割協議も有効と考えられています。

遺産分割のルール II (重要)

遺産分割協議の原則は必ず法定相続人全員が協議に参加することです。

協議開始の呼びかけは法定相続人の誰であってもかまいませんが、法定相続人全員が協議に参加しなかった場合には行われた協議自体が無効になりますので注意しましょう。

しかし、必ず本人が協議に参加しなければならないということではなく、代理人を立てることも可能ですし、書類を郵送することで協議を行うことも可能です。その他、以下のような注意すべき事項があります。

法定相続人の中に未成年がいる場合：

未成年が単独で協議に参加することはできません。

必ず代理人を立てることが必要になります。

通常は親権者が代理人になりますが、もし親権者も法定相続人である場合は親権者は代理人となることはできず、家庭裁判所に代理人となる者(特別代理人といいます)を選任してもらうことになります。

遺産分割協議を行うことができないケース：

遺産分割協議は自由に行うことができますが、以下の場合には遺産分割協議自体を行うことができません。

1. 法定相続人の中に胎児がいる場合

胎児が生まれるのを待って、その後代理人を立てることになります

2. 遺言で遺産分割の協議をすることが禁止されている場合

3. 法定相続人全員で遺産分割の協議をすることを禁止した場合

② 寄与分：

被相続人の財産の維持や増加に特別に貢献したと認められる法定相続人に、法定相続分を超える額の財産を取得させようとする制度です。

例えば、被相続人の家業を息子が協力していたというような場合です。

寄与分は相続開始から当然に認められるものではなく、遺産分割協議の中で認められるもので、その内容や程度についても協議の中で決めることになります。関連法規(第904条の2)

遺産分割のルール III(重要)

<寄与分(民904の2)>

共同相続人の中に、被相続人の財産の維持・増加について特別の寄与をした者がある場合に、維持・増加についての寄与を遺産分割にあたって考慮するもの。

1. 要件:

(1) 寄与の主体 → 共同相続人に限られる。

例えば、内縁の配偶者、相続人である子の妻、包括受遺者などには、寄与分は認められない。その理由としては、相続人でない者を、結果として相続人として扱うことになりかねないからであると説明されている。

ア 代襲相続人★は、自己の他に被代襲者の寄与も主張できる(判例)

★代襲相続とは、被相続人が死亡するよりも先に相続人が死亡したこと等により、その相続人の直系卑属が相続人に代わって相続することです。

イ 相続人の配偶者の寄与も相続人の寄与と同視できる。

ウ 推定相続人となる前の寄与(寄与後の養子)も主張できる。

(2) 被相続人の財産の維持または増加があったこと:

ア 財産上の効果を伴わない単なる精神的な援助・協力などはここでいう寄与に当たらない。

イ 寄与分は相続開始時を基準として算定されるから、この効果は相続開始時に残存することが必要である。

遺産分割のルール IV(重要)

(3) 特別の寄与のあること:

寄与は、被相続人との身分関係において通常期待される貢献の程度を超えるもの。

ア. 家業従事型:

無報酬あるいはこれに近い状態で、家業である農業・商工業等に従事し、相続財産の維持・増加に寄与する型。長期間にわたり無償あるいはこれに近い状態で家業に従事し、相続財産の維持・増加に著しく寄与したことが必要であり、一時的あるいは時折家業を手伝う程度では不十分である(判例)。また、報酬を得ている場合は特別の寄与に当たらない。

イ. 金銭等出資型:

他の職業に従事して得た収入または持参金等を提供して、被相続人の財産の増加に、または借金の返済等により被相続人の財産の維持に寄与する型。提供した趣旨・金額を参酌し、著しい寄与と認められる場合に特別の寄与に当たる。

ウ. 扶養型:

他の職業に従事して得た収入等を提供して、被相続人の生活費を賄うなどし、遺産の減少を防ぎ相続財産の維持に寄与する型。

(ア) 妻の場合:

民法760条との関係上、配偶者がお互いに協力扶助し合うことのできる通常の状態を考え、その状態下で配偶者に期待される通常のコラボ扶助の程度を基準として、それを超える場合に特別の寄与が成立する。

遺産分割のルール V (重要)

(イ) 子の場合:

民法877条との関係上、数人の子があり、ほぼ同程度の扶養能力があるのに、そのうちの一部の者がその分担割合をこえる金額を負担した場合に、その超えた部分が相当多額であり、その結果、相続財産の維持に著しく貢献したことが認められ、はじめて特別の寄与に当たる。

エ. 療養看護型:

被相続人の療養看護を行い、看護費用の支出を避けることにより被相続人の財産の維持に寄与する型

看護期間・要看護状態などを考慮し、社会通念に照らし、通常看護の程度をこえる場合で、付添費相当額の支払を免れ、相続財産の維持につき著しく寄与したと認められるときに特別の寄与となる。

オ. 財産管理型:

被相続人の財産管理を行い、被相続人が管理費用の支出を免れるなどにより被相続人の財産の維持に寄与する型

財産の規模・管理内容などを考慮し、通常の管理の程度をこえている場合で、相続財産の維持につき著しく寄与したと認められるときに特別の寄与となる。

(4) 寄与の時期:

寄与は相続開始前の寄与に限られる(判例)。

相続開始後の管理費用等は、民法885条あるいは民法252条の規定等により処理すれば足りる。

遺産分割のルール VI(重要)

2. 寄与分の算定:

その性質上明確な一定の算式方式をたてることは困難であり、各寄与類型に従って各事案ごとに一切の事情を総合的に考慮しながら決定する必要がある。従来の審判例の寄与分の範囲は5～50%が多い。

3. 寄与分と具体的相続分算定の方法:

被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から、寄与分を控除したものを相続財産とみなし、民法900条から民902条までの規定によって算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする(民904の21)。

ア. 民法903条との関係:

民法904条の2は民法903条同様具体的相続分の公平化を図るための修正要素であることから、両条文を同時に適用する算定方法を採用同時適用説が通説。

イ. 遺留分との関係:

遺留分の主張は、民904条の2第2項「その他一切の事情」として考慮される。具体的事案によっては遺留分を侵害する寄与分が認められることもありうる。

4. 寄与分を定める手続:

(1) 協議:

寄与を認めるかどうか、寄与分の価額を、相続人間の話し合いによって決める。

遺産分割のルール VII(重要)

(2) 家裁での調停:

ア. 申立権者は寄与した相続人, 相手方は, 他の共同相続人全員

イ. 管轄:

(ア) 相手方の住所地又は合意で定めた家庭裁判所

(イ) 遺産分割調停がすでに家裁に係属しているときはその家裁に申立てることを要する(家審規129-2・99-2)。2つの調停は併合されて処理される(合一的処理)。

a) 寄与分のみ調停成立にさせて, 遺産分割は調停不成立で審判手続に移行させることはできるが逆は不可。

b) 寄与分を定める調停のみが係属し, それが不成立となった場合には審判へ移行するが, 遺産分割審判の申立により追完されないかぎり不適法として却下される(904の2-4)。

(3) 家裁での審判:

ア. 管轄は, 被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所。但し, 遺産分割審判との合一的処理(904の2-4)。

イ. 遺産分割審判手続において, 寄与分を主張する場合には別に寄与分を定める審判申立が必要(裁判所は職権で寄与分を定めることはできない)。

遺産分割のルール VIII(重要)

③ 特別受益:

法定相続人の中で、被相続人から生前贈与を受け、または遺言によって財産をもらっている場合、その法定相続人は既に相続財産をもらった者として扱われる制度で、遺産分割において法定相続分が修正されることとなります。特別受益の対象となる財産及び具体的な精算方法は以下のとおりです。

<関連法規> 第903条（特別受益者の相続分1） 第904条（特別受益者の相続分2）

特別受益の対象:

1. 遺言書によってもらったもの
2. 生前贈与によってもらったもの

※2の場合については結婚や養子縁組のため、または生計のための贈与（例えば家を買う時に援助してもらったなど）に限られます。

精算方法:

計算方法は以下の計算式によることになります。

特別受益を受けた者の具体的な相続分

$$= (\text{相続財産} + \text{生前贈与} \cdot \text{遺贈}) \times \text{法定相続分} - \text{生前贈与} \cdot \text{遺贈}$$

特別受益を受けていない者の具体的な相続分

$$= (\text{相続財産} + \text{生前贈与} \cdot \text{遺贈}) \times \text{法定相続分}$$



④ 分割方法：

実際に遺産を分割する方法として、次の4つの方法があります。詳細は、別途案内する。

・現物分割：

誰にどの財産を分配させるかを具体的に決める方法で、最も一般的な方法。

・代償分割：

ある相続人が法定相続分以上の財産を取得するかわりに、他の相続人たちに自分の金銭で支払うという方法。

・換価分割：

相続財産をすべて売却して、その代金を分割する方法。

・共有分割：

各相続人の持分を定めて、共有で所有する方法。

遺産分割協議書の作成

遺産分割の協議に相続人全員が参加し、内容に同意があった場合には行われた遺産分割協議の内容を書面にして残しておかなければなりませんので、遺産分割協議書を作成しましょう。

遺産分割協議書は必ず作成しなければならないというものではないですが、同意があったことを明確にして、後日の紛争を防止するためにも必ず作成したほうがいいでしょう。

また、不動産の名義変更の手続きや預貯金の払い戻しにも必要になりますので、必ず作成しましょう。

遺産分割協議書作成のためのルールは以下のようなものになります。

遺産分割協議書作成のルール：

1. 誰が、何を、どれだけ相続するか明確にしなければなりません。
相続財産の中に不動産がある場合は登記簿謄本に記載されている通りの内容で記載します。
2. 用紙に特に指定はありません。また、書き方も自由になります。
3. 相続人全員が署名・押印（必ず個人の実印で）しなければなりません。
4. 各相続人について印鑑証明書を用意しておきましょう。

具体的には以下の通り ↓

(1) 遺産分割協議

- ① 被相続人の遺言がある場合は、遺言によって指定分割しますが、遺言がない場合は、法定相続分の割合で共有になります。そこで個々の財産を、それぞれの相続人の所有として確定する手続きが必要になります。**相続人全員で話し合い、どのように財産を分配するのかを決める話し合いを遺産分割協議といいます。**
- ② 遺産分割協議は、相続人全員を参加させて行います。遺言による包括受遺者がいるときはその者も協議に参加します。**一部の相続人や包括受遺者を除外して行った遺産分割協議は無効**です。
- ③ 遺産分割協議に入る前に、相続財産や相続人を確定させる必要があります。
(協議前に、相続財産目録を作成しておくとう便利です。)
- ④ 相続人のなかに未成年者がいる場合は、特別代理人の選任が必要になります。
※ 一般に未成年者については、親権者が法定代理人として未成年の法律行為や財産管理を行いますが、遺産分割に関しては、未成年者と法定代理人(親権者)の利害が対立する関係にあるため、法定代理人が未成年者の代理をすることができません。特別代理人の選任は、親族等のなかから適切な人を候補者に立て、家庭裁判所に対し申し立てを行い、選任することになります。
- ⑤ 遺産分割は、民法に規定されている法定相続分どおりに分配せずに、相続人全員が合意すれば、自由に決めることができます。誰か1人に単独相続させることもできます。
- ⑥ 遺産分割協議は、相続人全員が一同に集まって決めるのが原則ではありますが、相続人が遠方に住んでいるなどで一同に集まることが難しい場合は、電話や手紙などで話し合いを進めて、遺産分割協議書を作成し、署名押印は持ち回りの方法でもかまいません。
- ⑦ 遺産分割の期限はないが相続税の申告期限まで決まらないと「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等」の特典が受けられないし、財産処分する際などに支障が出てきます。
- ⑧ 相続人全員の合意に基づく遺産分割協議は、原則としてはやり直しはできません。

民法第909条:

遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。但し、第三者の権利を害することができない。

原則として適法に不備なく協議が成立するとやり直しはできません(但し、相続人全員の合意があれば可能)。その効力は相続開始時にさかのぼって被相続人から直接それぞれが相続したことになります。

但し書きは、相続開始から遺産分割協議成立前までにその者の財産の持分を第三者へ処分した場合です。 ※ 譲り受けた第三者が分割の結果に左右されてご破算になると取引の安全を害することになるからです。

(2) 遺産の分割方法

遺産分割協議は分割方法についても自由に決めることができますが一般的に次の4つの方法が取られます。

1. 現物分割:

相続財産の形を変えずにそのまま分割する最もシンプルな方法です。

例えば預金1,000万円は長男が、500万円は次男が、家は配偶者が相続するというような場合になります。

2. 代償分割:

法定相続人の中の1人または数人がすべての財産を相続し、残りの法定相続人にその代償金を支払うという方法です。

例えば長男が家業を継ぐため唯一の財産であった工場とその土地を相続し、他の相続人に対しては長男から代償金を支払いというような場合になります。事業用資産などの分割しにくい財産に有効。対価の支払いは、金銭で支払う方法のほかに、物(不動産や有価証券)を交付する場合があります。

3. 換価分割:

財産の全て又は一部を売却し、それぞれの相続分に応じて分配する方法です。

例えば土地を4,000万円売却して、その売却代金の中から2,000万円を配偶者に、1,000万円を長男に、1,000万円を次男に分配するような場合になります。

4. 共有分割:

財産のすべて、または一部を法定相続人の全員または一部で共有取得するという方法です。

例えば土地の持分の2分の1を配偶者、4分の1を長男、4分の1を次男で共有するというような場合になります。

4つの分割方法の特徴

4つの分割方法の特徴				
	現物分割	換価分割	代償分割	共有分割
内容	財産の一つ一つをそのまま各相続人に分配する方法	財産を売却し、金銭にして分割する方法	相続人の一人が財産を取得し、他の相続人に対価を支払う方法	各相続人の持分を定めて共有にする方法
長所	わかりやすい 売却などの手間がかからない	公平な遺産分割が可能 現物分割の補充方法として有効	農地や商店など分割しにくい財産に有効 現物分割の補充方法として有効	公平な遺産分割が可能
短所	相続分どおりに分配するのは困難	売却の手間とコストがかかる	代償できる資力のある相続人でないと難しい	共有者全員の合意がなければ売却できず 共有者に相続が起こると、ますます共有者が増えて複雑に
課税	課税されない	譲渡益に対して所得税と住民税が課税される	金銭支払い以外は譲渡益に対して所得税と住民税が課税される	課税されない

(3) 具体的な遺産分割協議書

遺産分割協議書は必ず作らなければいけないというものではないが、遺産分割協議により、分割が確定したら、相続税がかかる、かからないにかかわらず、後々のトラブルを未然に防止するため、相続税の申告するときや相続登記をするときは必ず必要になるので、合意を確認する遺産分割協議書を作成します。

① 遺産分割協議書の書式や形式などに決まったルールはありませんから、縦書でも横書きでもよく、手書きやパソコンで作成してもかまいません。

② **誰がどの財産を取得したのかが明確にわかること。**

i 不動産は登記簿謄本の記載どおりに書きます。

土地の場合 → 所在地、地目、面積

建物の場合 → 所在地、種類、構造、床面積

ii 預貯金の場合は、金融機関名、預金種類、口座番号、金額

iii 株式・債券等有価証券の場合は、銘柄、株数、金額、その他

不動産は「お金のなる木である」なんていうかつての幻想は捨てて、不動産を所有する者は、その管理保全についても責任を持たなければいけない重要な社会インフラであるという認識を持って遺産分割協議をすること。

不動産は分けられない資産であるという知識をしっかりと持つこと。
実際に誰が住んで、誰がその不動産の管理保全をするのかを見極め、必要な人に確実に承継するようにすること。

③ **遺産分割協議が相続人全員の合意により適正に成立したことが証明されること。** 適正に

i 相続人の住所・氏名を住民票どおりに正確に記載し、全員が署名(記名)押印すること。

ii 印鑑は必ず印鑑証明を受けた実印を押印し、全員の印鑑証明書を添付する。

④ **協議書が複数枚になるときは用紙間に相続人全員の契印が必要**です。

⑤ 相続人の数だけ作成し、各自が保存しておく

遺産分割協議を円滑に進めるための手順

出典 <https://souzoku-pro.info/columns/18/#> ■遺産分割協議による遺産の分割

遺産相続を進めると必ず相続人どうしで揉める、意見が合わないケースが出てきますので、ここで円滑に遺産分割協議を進めるための方法をご確認頂ければと思います。

①相続人を確定させる：

遺産分割協議を行う上で、最初にすべきは相続人を確定させることです。

- ・被相続人の出生から死亡までの除籍謄本を集める
- ・改製原戸籍等の請求

などを行い、その戸籍謄本等により相続人を確定させていきます。

遺産分割協議は、相続人全員で行われるものですので、後から相続人が出てくると遺産分割協議をやり直す必要があります。そのため、遺産分割協議に参加できるのはここにいる人で全員だという確定をしてしまうのがベストな選択と言えます。

②相続財産の確定

②相続財産を確定させる:

次に相続財産の調査を行い、どんな財産がどれだけあるのかを確定させます。

この時、プラスの財産もマイナスの財産(借金など)も全て把握する必要があります。

	不動産	内 訳
プラス資産	現金・有価証券	宅地、農地、建物(マンション、アパートなど)、店舗、居宅、借地権、借家権など
	不動産	現金、預貯金、株券、貸付金、売掛金、小切手など
	現金・有価証券	自動車、家財、船舶、骨董品、宝石、貴金属、美術品、
	不動産	ゴルフ会員権、慰謝料請求権、損害賠償請求権など
マイナス資産	現金・有価証券	
	不動産	借金、買掛金、住宅ローン、小切手
	現金・有価証券	未払いの所得税と住民税、その他未払いの税金
	不動産	未払い分の家賃と地代、未払い分の医療費

相続財産目録のサンプル

相続財産目録とは、何が相続財産となっているのか一覧でわかる表のことです。プラスの財産はもちろん、マイナスの財産などのすべてを記入するものです。

故 高橋 太郎 相続財産目録

作成：行政書士 岡村 陽介

平成26年9月1日時点

	財産内容	摘要	財産額	備考	承継人
資 産	不動産	土地： 東京都八王子市別所〇〇町〇丁目〇番	¥20,000,000	平成26年度固定資産評価額	
		建物： 東京都八王子市別所〇〇町〇丁目〇番地(家屋番号1)	¥10,000,000	同上	
	不動産合計(A)		¥30,000,000		
	預貯金	ゆうちょ銀行 通常預金 XXXXX-XXXXXXXX	¥1,000,000	平成26年7月1日時点残高証明書	
		三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店 普通預金 XXXXXXX	¥3,000,000	同上	
		多摩信用金庫 多摩センター支店 普通預金 XXXXXXX	¥500,000	同上	
	保険契約	〇×生命 保険記号番号 XX-XX-XXXXXXXX	¥1,500,000	平成26年7月1日時点権利評価額証明書	
	株式	△△自動車株式会社 100株 (ABC証券新宿支店預り)	¥100,000	平成26年7月1日時点株価終値	
		□□食品株式会社 100株 (DEF証券八王子支店預り)	¥200,000	平成26年7月1日時点株価終値	
	不動産以外財産合計(B)		¥6,300,000		
債 務 ・ 費 用	医療費	武蔵八王子病院	¥300,000	武蔵八王子病院発行請求書	
	葬儀費用	××葬祭場	¥1,500,000	××葬祭場発行請求書	
	法要費用	〇〇寺	¥800,000	十三回忌までの各法事必要費概算	
	債務・費用合計(C)		¥2,600,000		
正味財産額合計 A+B-C			¥33,700,000		

預貯金については、金融機関名、支店名、種類、口座番号、相続開始時の残高をきちんと記載。次に、被相続人の持っている有価証券を確認します。株券、配当の通知、証券会社からの通知などから確認できます。会社名と株式数を記載する。未受領の配当金がある場合は、証券会社等からその旨の記載を求められることもあるため、念のため、未受領の配当金についても明記しておく。

留意事項

遺産分割協議は共同相続人全員の合意が必要です。この場合、必ずしも共同相続人が一同に会して合意しなければならないものではありません。

相続人が遠方にいるなど、実際にはむずかしい場合があります。

このような場合、相続人の1人が分割案を作って相続人の間を持ち回って承諾を得るという方法でも構いません。

また、持ち回りが困難な場合、相続人1人に1枚ずつ作成してそれに各相続人が署名捺印するという方法でもかまいません。

ここまでできれば、次は「遺産分割協議書」の作成に移ります。

遺産分割協議書のサンプル

平成〇年〇〇月〇〇日

遺産分割協議書

被相続人 相続太郎
戸籍 渋谷区渋谷1-1-1
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
死亡年月日 平成〇〇年〇月〇日

上記の者が死亡した事により開始した遺産相続の共同相続人である相続一郎、目黒花子は相続財産について次の通り遺産分割の協議を行い、下記の通り分割し取得する事に合意した。

1. 下記不動産は相続一郎が取得する。(登記簿に記載通りに明記する)
 - 1) 渋谷区渋谷1丁目1番1号 宅地200・45平方メートル
 - 2) 同所所在家屋 木造瓦葺2階建
2. 下記銀行預金は目黒花子が取得する(特定できるように口座番号等具体的に明記)
 - 1) 渋谷銀行渋谷本店 定期預金(口座番号1234567) 1000万円
 - 2) 渋谷銀行宇田川支店 普通預金(口座番号9876543) 300万円
3. 本協議書に記載のない資産及び後日判明した遺産については相続人相続一郎がこれを取得する。

上記の協議を証するため、本協議書を2通作成して、それぞれに署名・押印し、各自1通保有するものとする。
記

平成〇〇年〇月〇日

住所 渋谷区渋谷1-1-1
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
相続人 (長男)相続一郎 (実印)
相続一郎(署名する)

住所 目黒区目黒2-1-1
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
相続人 (長女)目黒花子 (実印)
目黒 花子(署名する)

遺産分割協議書を作成上の注意事項 I

(イ) 何といっても共同相続人の確定を誤りのないようにする。

遺産分割は、共同相続人全員でなければなりませんので、亡くなった人の戸籍謄本・除籍謄本を14～15歳ころ(生殖可能年齢)から、できれば出生時から死亡時まで連続するように(途中の“落ち”がないように)取寄せて共同相続人を確定して下さい。

養子に行ったりしているで行った先で生まれた子供が被相続人の死亡時の戸籍には記載されていないというようなことや転籍(本籍を移すこと)が多いと思わぬところに共同相続人になる人がいたりすることがありますので(残された子供たちA・Bの全然知らない子C<A・Bからすると実の兄弟>が幼いとき養子に行っているような例もあります。)、この点はくれぐれも注意して下さい。共同相続人の確定に不安が残るようでしたら、専門家に相談してみるのも一つの方法と思います。

(ロ) 遺産の確定を間違えないようにする。

例えば、共同相続人の全員が、被相続人の遺産だと思っけていても、登記簿をみると、被相続人の先代の名義になっていたことがあります。このような場合、現在の共同相続人だけでは遺産分割できないことがあります。

銀行預金等についても被相続人の名義でないものは遺産分割協議書を作成しても、これだけでは銀行側は預金の名義変更に応じしてくれないでしょう。銀行としては、それが被相続人の預金であることが確定できないからです。このような場合は、遺産とみていいのかどうか遺産とみることができにしてもどのような手続を経れば遺産としての扱いができるのかといった問題がありますので、やはり、そのことに詳しい人や専門家に相談するのがいいでしょう。

以上のように、名実ともに、誰がみても遺産といえるものは問題は少ないのですが(共同相続人間でそれが遺産を構成するのかどうか争いになることもあります)、このような場合は後述の調停等の手続による必要があると思われれます。)、問題のありそうなものは、遺産分割協議書を作成する前に、遺産として分割していいかどうかきちんと確認しておくことが必要です。

(ハ) 協議がまとまったら、誰がどの遺産を相続するのか、疑問の残らない形で、記載するようにする。

例えば、妻〇〇は、△△の土地建物を取得するとした場合、土地建物の特定については、地番や家屋番号などに間違いが生じないよう不動産登記簿謄本(登記事項証明書)と照らし合わせて記載して下さい。地番や床面積などに違いがあると登記の際困ることが生じますので(遺産分割協議書は、登記原因証明情報として使われることが一般的です。)、一字一句、不動産登記簿謄本(登記事項証明書)と合わせることを望まれます。

遺産分割協議書を作成上の注意事項 II

長男〇〇は、××の銀行預金を取得とする場合も、銀行、支店名はもちろん普通預金か定期預金かといった区別から口座番号まで書いておくとは十分でしょう。このときも書き間違えないようにして下さい。もっとも、相続開始時に〇〇銀行△△支店に存する被相続人名義の預金全部といった書き方でも取得財産が特定できれば差支えありません。

なお、銀行預金やゴルフ会員権では、預金等の名義変更について、銀行やクラブ所定の同意書等を要求するところがありますので、事前に問い合わせておくのが無難でしょう。

その他の遺産(株式、賃借権等)についても、遺産の内容を特定し、誰がどの遺産を取得するのか、第三者がみても疑問のない形で作成して下さい。
これについても調印前に専門家にチェックしてもらおうと安心でしょう。

(二) 自署、実印、印鑑証明書添付とする。

署名を代筆としないのは、後に自分の署名したものではないといったトラブルを避けるためです。ですから高齢等で自分の名前も書くのが困難といった場合はともかく、代筆はできる限り避けて下さい。

実印によるのは、登記や銀行預金の名義変更等の場合、実印によることが求められることや、それぞれ自己の意思によるものであること明確に残しておくためです。印鑑証明書は、実印による印影であることの証明になります。遺産分割協議書は各共同相続人が一通ずつ所持することになりますので、印鑑証明書等もそれに応じた枚数を用意するとよいでしょう。

(ホ) 付記(債務の分割、代償分割について)

遺産分割協議書で住宅ローンなどの債務についても、誰が支払うか決めることはできますし、共同相続人間では有効な合意です。

もっとも、債権者としては、支払ってもらえない場合、遺産分割協議書の定め如何にかかわらず、債権額を共同相続人の法定相続分に応じて請求することができます。そうでないと、もし債務を一番資力のない相続人に相続させた結果、債権者からすると取立不能に終わる(不良債権化する)ようなことになっては困るからです。

遺産分割協議書を作成上の注意事項 III

ですから、共同相続人としては、ある相続人が債務を負担する旨の分割協議書を作成しただけでは安心できませんので、もし債務を負担してもらい代わりにプラスの財産もその人に相続させるというような合意(協議)をする場合、確実にその相続人に支払ってもらえるかどうかを見極めたうえで合意することが大事です。

また、ある相続人Aが、多くの遺産を取得した場合、他の相続人B・Cに対しては、AからB・Cに対し、代償として金銭を支払うといった分割方法(代償分割とっています)も有効ですが、この場合も、B・Cとしては確実に代償金を支払ってもらえるかどうかを見極めておくことがやはり大事でしょう。代償分割は、後述の調停や審判でも時々目にする分割方法の一つです。

また、せつかく遺産分割協議書を作成しても、合意過程(例えば、共同相続人のうちの誰かの意思表示に錯誤があったとき)や合意当事者に問題のあったとき(例えば、共同相続人のうちの誰かを外した状態で、合意したとき)などには、遺産分割協議の無効や取消といった問題が生じてきます。

以上のように、協議による分割ができれば、それに越したことはありませんが、何らかの事情で協議が整わないときは、家庭裁判所による調停や審判の手続により分割することになります。

調停というのは、かいつまんでいうと、家庭裁判所で調停委員(会)または裁判官(家事審判官)に中に入ってもらって共同相続人の話合いで遺産分割の解決を目指す方法です。

審判は、調停ができない(調停不成立)場合などに裁判官(家事審判官)の判断により遺産分割の内容を決めてもらうことになるもので、民事事件でいうと判決に相当するといっているでしょう。これに対し、調停は民事事件でいうと和解(裁判上の和解)と同様に考えられます。

これらについての詳しいことは、以下の調停による分割等をご参照下さい。



④へ

遺産分割のポイント(まとめ)

項目	内容
被相続人	亡くなられた被相続人の氏名のほかに本籍、死亡年月日を記載する
相続人	相続人の氏名、住所(住民票、印鑑証明に記載された通り)、相続人との続柄を記載する。
遺産分割内容	どの財産を誰がどれだけ取得したかを出来るだけ具体的に記載する。 2次相続まで考慮しているかどうかポイントです！
現在判明していない相続財産が発見された場合	誰にどのような要領で分配するかも予め決めておく。
不動産	不動産については、登記簿謄本の記載内容をそのまま転記する。(所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積)
株式、公社債、預貯金	預貯金、株式、公社債等については、次の内容を記載する。 (金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、残高、銘柄、証券番号、株数)
負債	負債(借入金、預り金、未払いの税金など)についても誰が相続するのかを記載する。
相続人が未成年の場合	相続人が未成年の場合で、親権者も相続人の一人の場合には、未成年の相続人のために特別代理人を選任しなければならない。
用紙	特に定められた書式、形式がなく、最近ではA4用紙にパソコン等で作成するのが一般的です。
署名・捺印	<u>相続人全員が署名し、実印を押印する。印鑑証明書を添付する事が必要です。財産を取得しなかった相続人がいる場合も分割協議書への署名と捺印が必要です。</u> <u>用紙が複数枚になる場合は用紙と用紙の間に契印(割印)を全員で行います。</u>
保管	相続人の人数分作成し、各自で保管する。



民法第907条2項：

遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

遺産分割協議は法定相続人全員で行うことにより有効なものであるため、遠い親戚のような他人同然の人間が相続人であった場合には遺産分割協議が決裂する場合も多くあります。

遺産分割の協議がどうしても整わない場合には法定相続分で相続財産の分配をすることになりますが、被相続人の所在地の家庭裁判所に調停・審判の手続きを申し立てることで、遺産分割協議に変わる判断を裁判所にしてもらうこともできます（民法第907条第2項、家事審判法第18条）。

<参考> 裁判所 ●遺産分割調停 http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_07_12/index.html

弁護士不要で当事者同士で手続きを行うことができます。申し立て手数料は一件1200円。審判が確定した場合、確定した判決と同じ効力をもつこととなります。法定相続人であれば誰でも調停・審判を申し立てることができます。

<調停>

法定相続人の協議に、家庭裁判所の審判官と調停委員が第三者として同席し、話し合いがうまくまとまるようにアドバイスして手続きを進めます。

結論はあくまで法定相続人に任せるといふもので、協議が不調に終わると自動的に審判に移行することになります。協議がうまくまとまった場合には家庭裁判所において調停調書が作成されます。

調停調書には法的な強制的な力があり、法定相続人はその内容に必ず従わなくてはなりません。

<審判>

調停がうまくまとまらなかった場合の手続きということになります。家庭裁判所の審判官によって事実関係の調査が実施され、その後、審判官の判断により遺産の分割が強制的に行われるというものです。

⑤財産の名義変更について

遺産分割協議が終了して相続財産をどう分配するかを決めて、その内容にしたがって遺産分割協議書を作成したら、その内容どおりに相続財産の名義を変更していく手続きを進めていかなければなりません。

相続財産の名義変更は、いつまでにしなくてはならないというような期限はありませんが、次の相続が起こってしまった場合には手続きが複雑になりトラブルのもとになりますし、相続した財産を誰かに売却しようという場合には名義人が被相続人のままであると売却することができませんので、結果的に名義変更をしなくてはならなくなります。

そういったトラブルを避けるためにも遺産分割協議が終了したらなるべく早めに相続財産の名義を変更するようにしましょう。

なお、不動産の名義変更手続きは1番重要な手続きですので、速やかに名義変更の手続きを行うことをお勧めいたします。

MENU	
不動産の名義変更手続き	
預貯金の名義変更手続き	
株式の名義変更手続き	
生命保険金の請求	
その他	

不動産の名義変更手続き①大まかな手続きの流れ

法務局では誰でもその不動産が誰の物であるか、担保などがついているかどうか記載されている登記簿を閲覧できるようになっています。

相続が起こった場合、被相続人名義の不動産登記簿を相続人名義に変える手続き(登記など)をしなければなりません。

なお、不動産の名義を変更しないでいてトラブルになることはよくあることです。ので、速やかに名義変更の手続きを行うことをお勧めいたします。

以下で不動産の名義変更の手続きを解説していきます。

① 大まかな手続きの流れ:

遺産分割協議の終了



登記に必要な書類の収集



登記申請書の作成



法務局への登記の申請

不動産は「お金のなる木である」なんていうかつての幻想は捨てて、不動産を所有する者は、その管理保全についても責任を持たなければいけない重要な社会インフラであるという認識を持って遺産分割協議をすること。

不動産は分けられない資産であるという知識をしっかりと持つこと。

実際に誰が住んで、誰がその不動産の管理保全をするのかを見極め、必要な人に確実に承継するようにすること。

② 手続きのすすめ方

1. 登記に必要な書類の収集:

登記に必要な書類はどのように遺産分割の協議が行われたかによって必要な書類が異なってきます。具体的には以下のとおりになります。

1-1. 法定相続人が一人の場合または法定相続分で相続をする場合:

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- ・法定相続人の戸籍謄本
- ・法定相続人の住民票
- ・相続する不動産の固定資産税評価証明書

以上の書類は全て市区町村役場で取得することができます。

1-2. 遺産分割協議で決めた割合で相続をする場合:

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- ・法定相続人の戸籍謄本
- ・法定相続人の住民票
- ・相続する不動産の固定資産税評価証明書
- ・法定相続人の印鑑証明書
- ・遺産分割協議書

戸籍謄本、住民票、評価証明書、印鑑証明書については全て市町村役場で取得することができます。遺産分割協議書については遺産の分割のページで作成した協議書をそのまま使用可能です。



⑤へ

不動産の名義変更手続き(申請書、登記、ほか)

2. 申請書の作成:

登記の申請書の作成については状況によって複雑に変化するものなのでここでの解説は控えさせていただきます。

なお、登記を申請する法務局(登記所)に直接問い合わせてみるというでしょう。

3. 登記の申請:

登記の申請書に集めた書類をクリップで止めて、相続する不動産を管轄とする法務局(登記所)に登記の申請をいたします。提出した書類に不備がなければ1週間くらいで登記が完了し、不動産の名義が変更されたこととなります。

4. 登記の費用について:

登記を申請する際には税金(登録免許税)の納付が必要になります。

なお、そのときに必要になる税金(登録免許税)は固定資産税評価証明に記載されている不動産の価格に1000分の1を乗じた価格となります。

なお、司法書士などの専門家に登記の依頼をした場合には必要書類の収集、登記申請書の作成、法務局への登記の申請まですべての手続きを司法書士が代理することになります。この場合には登録免許税以外に司法書士への報酬が必要になります。

なお、1つの土地を相続した場合に相続人で1つの土地を複数の土地に分ける場合(相続したのが200㎡の土地で長男はその土地の南側100㎡、次男はその土地の北側100㎡という場合です。)には相続の登記の申請をする前に、その土地を物理的に分ける手続きをする必要がでてきます。

この場合には地積測量を行い1つの土地を複数の土地に分ける手続き(土地分筆登記)の申請が必要になります。

その手続きのあとに各相続人名義に相続の登記を申請することになります。

預貯金の名義変更手続き

被相続人の名義である預貯金は一部の相続人が預金を勝手に引き出すことを防止するために、被相続人の死亡を銀行などの金融機関が確認すると預金の支払いが凍結をされます。

凍結された預貯金の払い戻しを受けるための手続きは遺産分割が行われる前か、行われた後かによって手続きが異なります。

具体的な手続きは以下のとおりです。

＜遺産分割の前の場合＞

遺産分割の前の場合には、以下の書類を金融機関に提出することになります。

- ① 金融機関所定の払い戻し請求書
- ② 相続人全員の印鑑証明書
- ③ 被相続人の戸籍謄本(出生から死亡までのものすべて)
- ④ 各相続人の現在の戸籍謄本
- ⑤ 被相続人の預金通帳と届出印

この他、金融機関によっては用意する書類が異なる場合もありますので、直接問い合わせてみましょう。



<遺産分割後の後の場合>

遺産分割協議に基づく場合、調停・審判に基づく場合、遺言書に基づく場合によって必要な書類が異なります。

・遺産分割協議に基づく場合：

以下の書類を金融機関に提出することになります。

- ① 金融機関所定の払い戻し請求書
- ② 相続人全員の印鑑証明書
- ③ 被相続人の戸籍謄本(出生から死亡までのものすべて)
- ④ 各相続人の現在の戸籍謄本
- ⑤ 被相続人の預金通帳と届出印
- ⑥ **遺産分割協議書**(相続人全員が実印で押印)

この他、金融機関によっては用意する書類が異なる場合もありますので、直接問い合わせてみましょう。

・調停・審判に基づく場合：

以下の書類を金融機関に提出することになります。

- ① 家庭裁判所の調停調書謄本または審判書謄本(いずれも家庭裁判所で発行を受けることができます)
- ② 預金を相続した人の戸籍謄本と印鑑証明書
- ③ 被相続人の預金通帳と届出印

この他、金融機関によっては用意する書類が異なる場合もありますので、直接問い合わせてみましょう。

・遺言書に基づく場合：

以下の書類を金融機関に提出することになります。

- ① 遺言書(コピーでも可)
- ② 被相続人の除籍謄本(最後の本籍の市区町村役場で取得できます。)
- ③ 遺言によって財産をもらう人の印鑑証明書
- ④ 被相続人の預金通帳と届出印

この他、金融機関によっては用意する書類が異なる場合もありますので、直接問い合わせてみましょう。



株式の名義変更手続き

株式の名義変更は被相続人名義の株式が上場株式か非上場株式かによって手続きが異なります。

▼上場株式の名義変更の手続き:

上場株式は証券取引所を介して取引が行われていますので証券会社と相続する株式を発行した株式会社の両方で手続きをすることになります。

証券会社における手続き:

証券会社は顧客ごとに、それぞれ取引口座を開設していますので、取引口座の名義変更手続きを行います。取引口座を相続する相続人は以下の書類を証券会社に提出して名義変更しましょう。

- ① 取引口座引き継ぎの念書(証券会社所定の用紙になります。)
- ② 相続人全員の同意書(証券会社所定の用紙になります。)
- ③ 相続人全員の印鑑証明書
- ④ 被相続人の戸籍謄本
- ⑤ 相続人の戸籍謄本

株式を発行した株式会社における手続き:

証券会社で取引口座の名義変更手続きが終了した後は、株式を発行した株式会社の株主名簿の名義変更手続きをすることになります。

この手続きに関しては証券会社が代行して手配してくれます。

その際、相続人は以下の書類を用意することになります。

・**相続人全員の同意書**(名義書換を代行している信託銀行所定の用紙です。)

▼非上場株式の名義変更手続き:

この場合取引市場がないので、それぞれ会社によって行う手続きが変わります。

発行した株式会社に直接問い合わせましょう。



生命保険金の請求

受取人に指定されている者が保険会社に対して直接請求することになります。請求の際には以下の書類を保険会社に提出することになります。

- ① 保険金請求書（保険会社所定の用紙になります。）
- ② 保険証券
- ③ 死亡診断書
- ④ 被相続人の住民票及び戸籍謄本
- ⑤ 保険金受取人の印鑑証明書
- ⑥ 被相続人の死亡が災害や事故によるものである場合には、災害事故証明書または交通事故証明書

以上のほか、保険会社によって必要になってくる書類がある場合がありますので直接保険会社に問い合わせましょう。

名義変更が必要な相続財産は、これまで解説してきた財産の他にも何点かあります。

その他の財産で主要なものをいくつか挙げておきます。

自動車：

陸運局で名義変更の手続きを行います。細かい手続きに関しては陸運局に直接問い合わせましょう。

電話加入権：

電話会社によって手続きが異なりますので、契約されている電話会社に直接問い合わせましょう。

ゴルフ会員権：

会員の死亡とともに権利が消滅するゴルフ会員権もあり、その場合には相続することができません。

そうでない場合は名義を変更する必要がでてきますが、ゴルフ場に直接問い合わせ、どのように手続きをしていけばいいのか聞いてみましょう。

⑥相続税の申告

相続財産の名義の変更も終了し、相続の手続きも終わりに近づいてきましたが、最後に相続税の申告という大きな手続きが残っています。

この相続税の申告が終われば相続に関するすべての手続きは終了することになります。

相続税の申告は被相続人の財産を相続するすべての方がしなくてはならないものではありませんが、相続税の申告をする必要がある場合は相続開始から10ヶ月以内に申告をしなければなりません。

相続財産の名義変更が終了しても油断せずに速やかに手続きを行いましょう。

MENU	
相続税の申告	➡
相続税の納付	➡
延納・物納	➡

相続税の申告

相続税の申告をしなければならない場合：

相続財産の調査のページで解説した相続税の課税価格の合計が**基礎控除額** (5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数)を超える場合には相続税の申告をしなければなりません。

(注)相続税の改正案が国会にて審議される予定(2012-06-15現在)：

改正案 ⇒ (3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数)

なお、相続税の申告は相続開始から10ヶ月以内に被相続人の死亡時の住所地を管轄する税務署に申告書を提出しなければなりません。

申告書の提出：

税務署には全部で15種類の書類(全て税務署で交付を受けることができます)を提出することになります。

このうちの1つが申告書で、残りの14種類が添付書類ということになります。これらの手続きをご自分ですることも可能だとは思いますが、ケースによって添付書類や用意していただく書類が違ってくる場合もあります。

ある程度以上の相続税を支払わなければならない場合には税理士事務所などの専門家に相談されることをお勧めいたします。

具体的な書類

具体的な書類は以下のとおりになります。

- ① 相続税の申告書
- ② 相続税の総額の計算書
- ③ 農業相続人がいる場合の計算書
- ④ 贈与税額控除額の計算書
- ⑤ 配偶者の税額軽減額の計算書
- ⑥ 未成年者控除・障害者控除額の計算書
- ⑦ 数次相続控除額の計算書
- ⑧ 外国税額控除額・納税猶予税額の計算書
- ⑨ 生命保険金などの明細書
- ⑩ 退職手当金などの明細書
- ⑪ 課税財産の明細書

付表1 小規模宅地等に係る課税価格の計算明細書(最大で80%の減額評価可)
土地の評価は「路線価」方式か「倍率」方式により相続財産の価値が決まる
国税庁のHPまたは、税務署の路線価図・評価倍率表に示されている

<http://www.rosenka.nta.go.jp/>

付表2 特定事業用資産にかかる課税価格の計算明細書

付表3 特定同族会社株式等の判定明細書

- ⑫ 納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書
- ⑬ 債務及び葬式費用の明細書
- ⑭ 寄付・信託した相続財産の明細書
- ⑮ 相続財産の種類別価額表

書類への記入

以上の書類を次の記載順序に従って記入していきましょう。

1. ⑨、⑩、⑪の附表1、2、3:

⑨生命保険金などの明細書:

相続財産の中に生命保険金(みなし相続財産)がある場合に記入します。

⑩退職手当金などの明細書:

相続財産の中に死亡退職金(みなし相続財産)がある場合に記入します。

⑪の附表1~3:

相続財産の中に小規模宅地の特例を受ける不動産、国の保護を受けているような森林、株式などがある場合に記入します。

2. ⑪、⑫、⑬、⑭、⑮:

⑪課税財産の明細書:

遺産分割が行われたかどうか、相続税のかかる財産とその価格を記入します。

⑫納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書:

相続人の中に農業を営む者がいる場合に必要になります。

⑬債務および葬式費用の明細書:

被相続人が債務を負っていた場合には債務金額を記入し、葬式費用がある場合にはその金額を記入します。

⑭相続開始前3年以内に贈与された財産等の明細書:

相続人が被相続人が死亡する前3年以内に贈与を受けていた場合にはその財産を記入します。また被相続人の財産を公益法人等に寄付している場合にはその財産を記入します。

⑮相続財産の種類別価額表:

⑪で記入した相続財産の種別を記入します。

3. ①、②、③:

①相続税の申告書:

課税価格の計算、各相続人の算出税額の計算、各相続人の納付税額の計算の順に記入します。

②相続税の総額の計算書:

相続人、法定相続分の割合、課税価格の合計額や相続税の総額を記入します。

③農業相続人がいる場合の計算書:

相続人の中に農業を営む相続人がいる場合記入します。

4. ④、⑤、⑥、⑦、⑧:

④贈与税額控除額の計算書:

被相続人の死亡前3年以内に贈与されて財産について支払った贈与税の額を記入します。

⑤配偶者の税額軽減額の計算書:

配偶者が法定相続分で相続する場合相続税がかかりませんが(税額軽減の特例)、その適用を受ける場合は記入します。

⑥未成年者控除・障害者控除額の計算書:

相続人の中に未成年者・障害者がいる場合控除を受けることができますが、その適用を受ける場合は記入します。

⑦相次相続控除額の計算書:

相続開始前10年以内に被相続人が相続によって財産を取得し、相続税を納付している場合に記入します。

⑧外国税額控除額・納税猶予税額の計算書:

外国にある財産を相続した場合、外国税を支払っている場合、その分控除されますが、その適用を受ける場合に記入します。

相続税の納付

相続税は(相続人全員総意)申告後すぐに納付しなくてはなりません。また、相続税の納付は延納・物納(別途解説)の手続きをしない限り、全額を1回で納付しなければなりません。納付期限は申告期限と同じ、つまり相続開始から10ヶ月以内ということになります。納付の方法および税金の納付がうまくいかなかった場合について解説します。

納付の方法:

国庫金の納付書(銀行・郵便局・税務署のどこでも手に入ります。)に納税する各相続人の住所、氏名、申告書提出先の税務署名(被相続人の住所地を管轄する税務署)を記載して、銀行、郵便局、または税務署で納付します。

納付が遅れてしまった場合:

相続開始から10ヶ月以内の期限を過ぎてしまうと延滞税としてその翌日から実際の納付した日までの間について、年14・6%(2ヶ月までは年7・3%)の割合で計算した延滞税がかかってきてしまいます。相続人の連帯責任。

申告漏れの場合:

相続開始から10ヶ月経過すると相続税の申告をしても、しなくても、税務署から相続税が適正に申告されたか、および支払われたかが調査されます。

調査によって申告漏れなどが明らかになった場合には加算税がかかってしまうことがあります。

具体的には以下のような場合になります。

期限内に申告したが、申告漏れがあった場合:

納付した者が税務署の調査が入る前に自ら修正の申告をすれば加算税はかかりませんが、調査後、修正申告があった場合は過少申告として10%の加算税がかかってしまいます。あまりに漏れが多かった場合には15%の加算税がかかる場合もあります。

期限が過ぎてしまっているが納税者が自主的に申告した場合:

税務署の調査が入る前であれば5%の無申告加算税が、調査の後の場合は15%の無申告加算税がかかる。

財産を隠したり、事実を偽っていた場合:

申告をしている場合には35%の重加算税が、申告をしていない場合には40%の重加算税がかかります。



延納・物納について

相続はある日突然起こったということが多いと思います。突然起こった相続で多額の相続税を支払わなければならなくなってしまったという場合もあることでしょう。こういった多額の相続税を一度に支払えないという場合に延納・物納が認められます。夫々解説します。

延納について:

納税額を年3.6～6.6%の利子税を支払う代わりに分割で支払っていく方法です
延納の分割は原則として5年、最高では20年の延納期間が認められます。

次の条件を満たせば延納することができます。

- ① 相続税の納税額が10万円を超えている場合
- ② 相続税の納税額が50万円以上または延納期間が4年以上では、担保を提供することができる場合
- ③ 延納申請書を相続税の納税期限までに税務署に提出することができた場合

延納の期間と利子税については相続財産の中に不動産が含まれているかどうか、担保として何を提供できたかによって異なります。延納は分割納付という点で便利な方法ですが、容易に利用してしまうと利子税が長期間にわたって負担になってきてしまいます。銀行などの金融機関で借り入れをして、一括で納付したほうが利率が低いという場合もありますので慎重に行いましょう。

物納について:

上で述べた延納をもってしても納めることができない場合に、金銭の代わりに物で納める方法です。物納できる財産は何でもよいというものではなく優先順位があります。
以下の順番で物納の対象になります。

- 第1順位 国債、地方債、不動産、あるいは船舶
- 第2順位 第1順位の財産を用意できない場合は社債、株式などの有価証券
- 第3順位 第1、第2順位の財産を用意できない場合は動産

上記で物納する財産の優先順位を解説しましたが、実際に物納する財産はほとんどの場合が不動産になると思います。なお、不動産を物納する場合には、その土地を事前に測量する必要があります。物納する場合には物納申請書を相続開始から10ヶ月以内に税務署に提出しなければなりません。

さて、相続税の納付が終了しますと相続におけるすべての手続きは終了になります。



相続対策について

ある程度の財産を所有する人たちにとって、自分自身が築いた財産が相続税という形で奪われることは頭の痛い問題ではないでしょうか。

また、残された妻や子供たちの間で争いがなく、仲良く暮らして欲しいという気持ちを必ず持っていることでしょう。

1通の遺言書があれば相続人同士で争いが起きることを防ぐことができますし、相続税の節税対策をしていけば無事に相続税を納付できることと思います。

しかし、今回のホームページをご覧になっていただいております方もおられると思いますが、相続税の節税対策は相続が発生する直前に行ってもほとんど効果はありません。

相続財産の内容を知り、相続税に関する知識を学び、そして1日でも早く相続税にたいしての節税対策をしていくことが、本当の意味での相続税の節税対策になり、初めて節税効果があがることとなります。

それでは相続対策としては何を行えばよいのでしょうか？

相続に対する対策はついで、大まかに分けると3つの対策に分けることができます。

①相続税の納税額自体を減らす節税対策、②相続税を現金で支払うための納税資金対策、そして③相続人同士の争いを防止するための紛争対策の3つです。

これら3つの対策はそれぞれについて、さまざまな方法が用意されています。

節税対策としては生前贈与を利用する方法があり、納税資金対策としては生命保険を利用する方法があります。

また、相続人同士の争いを防止する対策として遺言を利用する方法があります。

この他にも相続が起こった後に慌てることなく円満に手続きを行う方法がたくさんあります。これを機会に相続対策に取り組んでみてはいかがでしょうか。

参考：相続放棄に関する件

<相続開始前の相続放棄の効力/弁護士の法律相談> 弁護士河原崎弘

<相談>

私は32年前にアメリカ人と結婚し、アメリカに住んでいます。

2006年父が亡くなりました。その後、母と兄と姉が日本から私を呼びますので、帰国すると、相続の話でした。母と兄と姉が私に現金で1500万円をくれ、一切の遺産を母が相続する旨の遺産分割協議書に署名させられました。

同時に、「今後の相続(母の遺産の相続のこと)につき、一切相続権を主張しない」旨の念書にもサインするよう求められ、私は、サインしました。

2008年、母が亡くなりました。この場合、私には相続権がないのでしょうか。2006年のときは、財産として何があるか、一切説明のないままサインを迫られました。このような行為は、法的に効力がないのではないのでしょうか。

<回答>

お父さんの相続については父が亡くなった後ですから、遺産分割協議は有効です。その結果、全ての遺産は、お母さんの所有となります。

「今後の相続につき一切相続権を主張しない」旨の念書に法的効力があるかを検討します。**相続開始前(母死亡前)の相続の放棄は効力ありません**。さらに、相続開始前の、遺産分割協議も無効です。

これは、将来の相続人間で契約しても、あるいは将来の被相続人(母親)と相続人(相談者)間で契約をしても無効です。判例 もあります。従って、この念書は無効です。お母さんの相続については、相談者は相続権を主張できます。

<処理>

相談者は、アメリカから日本の弁護士に委任状を郵送し、日本の弁護士に、遺産の分割協議を依頼しました。

弁護士は、相談者の兄と姉に連絡し、話し合いをしました。相談者がアメリカ人と結婚した際に家族が反対したことが、互いに、疎遠になった原因であり、そのため、他の兄弟は、「相談者には相続させたくない」と思っていたようでした。

念書の効力も問題になりましたが、兄と姉も、専門家に相談し、無効であることは認めてくれました。遺産としては兄が居住している自宅とアパートがありました。半年ほど話し合いをしました。が、まとまりませんでした。

調停

1999年3月、相談者の弁護士は、相手方の住所地を管轄する東京家庭裁判所に遺産分割の調停を申立てました。

1999年12月、調停が成立し、相談者は3000万円を取得しました。これは、姉よりも1500万円低い金額でした。父の相続のときの取得分を考慮したためです。このお金は、兄が負担しました。

相談者は日本に1度も来ることもなく、事件は解決できました。

上記の相続放棄に関する判例

<東京地方裁判所平成15年3月6日判決(出典:判例秘書)>

本件同意書の文言を見る限り、本件同意書は原告らが相続を放棄する旨記したものと解するのが相当であり、民法915条、938条に照らすと、相続開始前における推定相続人の相続放棄の意思表示は無効と解さざるを得ないから、本件同意書も無効である。

よって、原告らの請求には理由があるから、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所平成6年11月25日判決(出典:判例タイムズ884号223頁)

遺産分割は、共同相続した遺産を各相続人に分割するものであり、相続人及び遺産の範囲は、相続の開始によって初めて確定するのであるから、その協議についても、相続開始後における各相続人の合意によって成立したものでなければ効力を生じないというべきである。

相続放棄は、相続開始後一定期間内に家庭裁判所に対する申述によってされなければならない(民法915条1項)、また、相続開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限りその効力を生ずるものであって(同法1043条1項)、これら相続に関する権利の相続開始前の処分が認められないのと同様、遺産分割についても、事前に協議が成立したからといって、直ちに何ら効力を生じるものと解することはできない。民法907条1項は、いつでも共同相続人の協議で遺産の分割をすることができる旨定めているが、相続開始前の分割協議の効力を認めたものとは解されない。民法909条は、遺産の分割は相続開始の時に遡って効力を生ずる旨定めており、これは、相続開始後に遺産分割協議がされるべきことを当然のこととした規定というべきである。



＜東京高裁昭和54年1月24日決定＞（出典：判例タイムズ380-158）

相手方が被相続人Aの生前、前記遺留分放棄許可の申立をした際に、被相続人Aの相続をする意思のないことを表明したことは前記のとおりである。

しかしながら、相続開始前の相続放棄は法律上なんらの効力も有しないのであるから、遺留分放棄許可申立の際における相手方の相続放棄の意思表示は法律的効力を有しない。単なる遺留分放棄の縁由にすぎないものというほかない。

そして、被相続人Aが遺言もしくは生前処分をすることにより相手方に事実上遺産の相続をさせないことができたのにAがこれをしない（なお、本件においてはAが遺言もしくは生前処分をしなかつたことについて相手方の干渉、介人等の妨害があつたとの事情は認められない。）ままで、死亡し、本件相続が開始した以上、相続開始前に相手方のした遺留分の放棄はなんらの法的効果をも生じないものであるから、相手方が自己の相続権を主張するのになんら妨げがないというべきである。したがって、相手方が相続権を主張することは正当な権利行使であつて、それが権利濫用に当り、もしくは信義則に反するとの抗告人らの主張は到底採用できない。

東京家庭裁判所昭和52年9月8日審判（出典：判例タイムズ558号255頁）

共同相続人の一人が、被相続人の生前に相続放棄の意思を表示したとしても、生前の相続放棄について規定を設けていない現行法のもとでは、その効力を否定せざるを得ない。

登録 August 2, 2000